

令和2年12月定例会

御杖村議会会議録

令和2年12月10日開会

令和2年12月18日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（12月10日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員(8名)	－2－
◎欠席議員(0名)	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告(議会運営委員会)	－4－
◎諸般の報告(例月出納検査)	－5－
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)	－5－
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	－6－
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	－7－
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	－7－
◎行政報告	－8－
◎一般質問	－10－
木村議員「森林経営管理制度について」	－10－
木村議員「村の住環境の改善について」	－12－
◎議案第34号、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－13－
◎議案第35号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－14－
◎議案第36号、奈良県広域消防組合理約の改正について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－14－
◎議案第37号、令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－15－
◎議案第38号、令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－15－
◎議案第39号、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－16－
◎議案第40号、令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－16－
◎同意第13号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて	
〔上程、説明、採決〕	－17－

◎散会の宣言	—18—
第2号（12月18日）	—19—
◎議事日程〔審議結果〕	—20—
◎本日の会議に付した事件	—20—
◎出席議員（8名）	—20—
◎欠席議員（0名）	—20—
◎会議録署名議員	—20—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—20—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—21—
〔発言記録〕	—22—
◎開議の宣言	—22—
◎一括議題〔委員会報告、質疑〕	
・議案第34号、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について・議案第35号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定にについて（御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）・議案第36号、奈良県広域消防組合規約の改正について	—22—
◎議案第34号、御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	
〔討論・採決〕	—23—
◎議案第35号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定にについて（御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）	
〔討論・採決〕	—23—
◎議案第36号、奈良県広域消防組合規約の改正について	
〔討論・採決〕	—24—
◎一括議題〔委員会報告、質疑〕	
・議案第37号、令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について・議案第38号、令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について・議案第39号、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について・議案第40号、令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	—24—
◎議案第37号、令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について	
〔討論・採決〕	—25—
◎議案第38号、令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
〔討論・採決〕	—25—
◎議案第39号、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
〔討論・採決〕	—26—
◎議案第40号、令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について	
〔討論・採決〕	—26—
◎発委第7号、閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）〔上程・採決〕	—26—
◎発委第8号、閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）〔上程・採決〕	—27—
◎閉議及び閉会の宣言	—27—
◎議事録署名	—28—

(令和2年12月10日)

令和2年12月御杖村議会定例会(第1号)

令和2年12月10日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程[審議結果]

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	11月27日
・例月出納検査	8月・9月・10月分
・桜井宇陀広域連合議会	11月17日定例会
・宇陀衛生一部事務組合議会	11月24日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	11月27日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	12月4日定例会

第4 行政報告

・伊藤村長

第5 一般質問

・木村忠雄君(2件)

第6 議案第34号[むらづくり委員会付託]

御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

第7 議案第35号[むらづくり委員会付託]

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

第8 議案第36号[むらづくり委員会付託]

奈良県広域消防組合規約の改正について

第9 議案第37号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

第10 議案第38号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第11 議案第39号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村介護特別会計補正予算(第3号)の議定について

第12 議案第40号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

第13 同意第13号[原案同意]

御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長 山岡隆良君	副議長 吉田俊弘君
1番 葛城昌俊君	2番 古川芳明君
5番 松岡一生君	6番 木村忠雄君
7番 盛岡英成君	8番 山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番 葛城昌俊君	2番 古川芳明君
----------	----------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	松 原 永 治 君
教 育 長	丸 山 栄 君
総務課長	中 嶋 英 樹 君
保健福祉課長	廣 尾 真 貴 子 君
住民生活課長	片 岡 保 昌 君
会計管理者	今 井 智 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 君
むらづくり振興課長	仲 子 雄 史 君
産業建設課長	古 谷 匡 敏 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長（山岡隆良君）：皆さんおはようございます。本日の12月定例会をご案内させていただいたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年12月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山岡隆良君）：本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番葛城昌俊君、2番古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、11月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、6番木村忠雄君。

○委員長（木村忠雄君）：議長。6番。

○議長（山岡隆良君）：木村忠雄君。

○委員長（木村忠雄君）：それでは、11月27日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、12月定例会の運営について協議を行いました。

まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、12月10日から18日までの9日間とし、全員協議会を11日、むらづくり委員会を15日、予算決算委員会を16日、続会議を18日とそれぞれ決定し、いずれも午前10時の開会といたしました。また一般質問については、通告締切を12月4日とし、質問日は、12月10日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、条例及び管理指定・規約案件の3件はむらづくり委員会へ、補正予算4件は予算決算委員会へそれぞれ付託とし、人事同意案件については、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回3月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書の提出を決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君）：木村議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（例月出納検査）

○議長（山岡隆良君）：次に、監査委員より例月出納検査について、8月から10月分の検査報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に、11月17日開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、8番山崎往男君。

○8番（山崎往男君）：はい、8番山崎。

○議長（山岡隆良君）：山崎往男君。

○8番（山崎往男君）：ただいま、議長の許可をいただきましたので、去る令和2年11月17日火曜日午前10時30分から曾爾村振興センターにおいて開催されました、令和2年桜井宇陀広域連合議会第2回定例会のご報告をさせていただきますと思います。

岡田広域連合議会議長の開会宣言、松井広域連合長の招集挨拶の後、会議に入りました。議事日程により、会議録署名議員の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の理由説明がございました。当日付議された議案は、令和元年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算認定、さらにふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定、介護保険特別会計歳入歳出決算認定の3件で、監査委員の審査意見及び関係資料をつけて認定に付され、採決の結果、各会計決算は原案どおり認定をいたしました。

それでは、今期定例会に提出された各議案の概要について簡略にご報告を申し上げます。令和元年度各会計決算についてでございますが、認第1号の一般会計決算では、歳入総額1,483万2,100円、歳出総額1,225万5,046円で、差引額及び実質収支額とも257万7,054円で、その黒字額を令和2年度へ繰り越すことになりました。なお、この会計の主な執行経費は、広域連合の運営費、並びに障害支援区分認定審査会運営経費となっております。

次に、認定第2号のふるさと市町村圏基金特別会計決算について申し上げます。歳入

総額 1,275 万 418 円、歳出総額 719 万 7,737 円で、差引額及び実質収支額とも 555 万 2,681 円となり、その黒字額を令和 2 年度へ繰り越すことになりました。歳入では、構成 4 市村からの負担金が 400 万円、基金運用益及び預金利息が 336 万 9,189 円、平成 30 年度からの繰越金 413 万 4,989 円及び諸収入はスポーツ振興くじ助成金等 85 万 240 円、県支出金が 39 万 6,000 円となっています。歳出では、当初計画に基づき、歴史・文化・観光などの情報発信や、ふるさと振興事業など、圏域の発展や活性化に向けた事業費 719 万 7,737 円となっています。

次に、認定第 3 号介護保険特別会計決算につきましては、歳入総額 5,652 万 3,963 円、歳出総額 4,893 万 2,119 円で、差引額及び実質収支額ともに 759 万 1,844 円となり、その黒字額を令和 2 年度へ繰り越すことになりました。

この会計の歳入は、構成市村からの負担金 4,900 万円、平成 30 年度からの繰越金 747 万 2,793 円、諸収入 5 万 1,170 円でございます。歳出につきましては、介護保険法に基づく介護認定審査会運営経費、および担当職員の給与など、繰越金は、今後、必要となる介護システムの更新やシステム改修などに対応するための経費にあてるためのものでございます。

今回の定例会では、一般質問の申し出はなく、当日提出されました議案の審議を終え、午前 11 時に閉会しました。

なお、定例会に先立ち、午前 9 時 30 分から全体協議会が開催されまして、岡田議長の招集のあいさつの後、事務局より本定例会の提出予定案件でもある議案、令和元年度桜井宇陀広域連合各会計歳入歳出決算及び事務事業概要などについて説明がありました。

以上、令和 2 年桜井宇陀広域連合議会第 2 回定例会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君）：山崎議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に 11 月 24 日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、3 番吉田俊弘君。

○3 番（吉田俊弘君）：はい、3 番吉田。

○議長（山岡隆良君）：吉田俊弘君。

○3 番（吉田俊弘君）：令和 2 年第 2 回宇陀衛生一部事務組合議会定例会報告を申し上げます。去る 11 月 24 日午前 10 時より、令和 2 年第 2 回宇陀衛生一部事務組合議会定例会が宇陀市農村環境改善センター農林会館に於いて開催されました。地方自治法第 121 条の規定により管理者ほか関係者出席のもと、行われ、宇陀市から組合議長多田興四郎議員ほか議員 7 名、東吉野村から議員 2 名、曾爾村から議員 2 名、本村から山岡議員と私、吉田が出席しました。議員 14 名全員の出席により議会は成立し、管理者である宇陀市金剛市長より招集の挨拶の後、日程に基づき会議録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。

付議された案件は、議案第 4 号宇陀衛生一部事務組合監査委員に関する条例の全部を改正する条例について、議案第 5 号宇陀衛生一部事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号令和 2 年度宇陀衛生一部事務組合一般会

計歳入歳出補正予算第1号について、認定第1号令和元年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算について以上4件が提案されました。

議案第4号及び第5号については、事務局長より提案理由の説明がそれぞれ行われ、議案第6号令和2年度一般会計補正予算第1号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,880千円を減額し、歳入歳出それぞれ109,218千円とすることの説明、認定第1号・令和元年度一般会計歳入歳出決算については、歳入総額1億1,754万5,161円、歳出総額1億1,088万9,822円、歳入歳出差引額665万5,339円、実質収支額665万5,339円の決算となった報告がなされました。以上4件が原案とおり全会一致で可決及び認定され、副管理者芝田曾爾村長の閉会の挨拶により11時20分に会議を閉じました。以上で、宇陀衛生一部事務組合定例会の報告と致します。

○議長（山岡隆良君）：吉田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に11月27日開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、2番古川芳明君。

○2番（古川芳明君）：2番古川。

○議長（山岡隆良君）：古川芳明君。

○2番（古川芳明君）：では、令和2年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。去る、11月27日14時58分より、令和2年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として上田議員、組合議員として、田中議員、松浦議員、井谷議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として、宇山議員、木治議員、坂井議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として、松岡議員、私古川が出席いたしました。

組合議会定例会については、10名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。

付議された案件は、議案第1号東宇陀環境衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、認定第1号令和元年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について以上2件が提案されました。

議案第1号については、会計年度任用職員も国の基準に基づき、サービスの宣誓が必要であり、条例第4号第2条2号の一部改正が可決されました。認定第1号については、令和元年度歳入総額180,324,738円、歳出総額176,236,003円の決算について認定を受けました。以上2件が原案どおり全会一致により可決及び認定され、15時55分に閉会しました。

○議長（山岡隆良君）：古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に12月4日開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会

の報告を求めます。派遣議員、1番葛城昌俊君。

○1番（葛城昌俊君）：1番葛城。

○議長（山岡隆良君）：葛城昌俊君。

○1番（葛城昌俊君）：それでは、令和2年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、12月4日10時より令和2年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場三階会議室に於いて開催されました。

曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、東口議員が出席、御杖村からは組合議員として木村議員、盛岡議員、私葛城が出席しました。組合議会定例会については、6名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で2番東口議員、3番木村議員が指名されました。会期を1日間とし、木治議長の進行で議事に入りました。

付議された案件は、報告第1号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第1号の専決処分の報告について、報告第2号曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、認定第1号令和元年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、議案第1号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号について、以上報告2件、認定1件、議案1件の議題が提出されました。報告第1号については、3万円の増額で歳入歳出予算の総額を歳入歳出3千3百61万6千円となる報告を受け、承認しました。報告第2号については、曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正の報告を受け、承認しました。認定第1号令和元年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、監査員木村議員の審査報告を受け認定されました。議案第1号令和2年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2百15万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千5百76万7千円となり可決されました。以上4件が原案どおり全会一致で承認、認定及び可決され閉会しました。

以上で曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告と致します。

○議長（山岡隆良君）：葛城議員、ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本日、御杖村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員のご出席を賜り誠にありがとうございます。開会にあたりまして、私の方から諸般の行政報告をさせていただきます。先ず、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。WHOが公式に発表している世界最初の発症から1年が経ちましたが、感染の拡大は衰えることなく世界中に広がっています。ところが、いまだに確固たる治療法は確立されず、ワクチンについても、ごく一部の国でのみ接種が始まろうとしているに過ぎま

せん。国内においても、感染者の増加は、第三波の状況であると言われてますが、その数は、波毎に倍増しており、これから冬本番を迎えるにあたり、これまで以上の感染防止に努める必要であると感じています。本村では、幸いにも現在のところ感染者は確認されておりませんが、近隣の自治体においても感染が確認されていることから、いつ何時に発症されてもおかしくない状況となっています。これまで、村民の皆さんには、個々の衛生管理に徹底いただくことをはじめ、村の行事の規模縮小や中止に際してはご協力をいただいておりますが、今後更に、感染症が増加しやすい冬本番を迎えることから、村としても感染拡大防止に更に努めているところでございます。

本日は、9月以降に実施しました感染防止対策の中から、主なものについてご報告させていただきます。まず、公共施設にかかる感染防止対策ですが、本庁舎をはじめとする公共施設は、村民のみならず村外の方も多く利用されます。また、診療所は、基礎疾患をお持ちの方も多いため特に対策が必要となります。このようなことから、保育所や学校を含めた各公共施設の玄関口に、容易に検温できる機器や自動噴霧の手指消毒器の設置と、役場窓口には飛沫感染防止のためのパーティションの増設をおこないました。移動手段としての村営バスや、デマンド交通の車両においても、飛沫感染防止のための改造をほどこしております。現在、観光施設等における感染防止の強化として、衛生施設の器具改修や、扉の自動開閉化等、順次改修をおこなっているところです。また、村民の皆さんへの直接的な働きかけとしては、5月に実施いたしましたマスクの配布に続き、11月下旬に、村民の一人おひとりに、使い捨てマスク30枚と携帯可能な手指消毒液の配布をさせていただきました。感染の防止には、個々の基本的な衛生管理が最も重要です。引き続きご協力をお願いしたいと思います。地域経済への支援策として、コロナ禍において売上の減少があった事業者の方々に対し、支援金として20万円の支給をおこなっており、これまで、約60件が対象となっています。プレミアム商品券や地域振興券の配布による、村内消費の喚起策と併せ、地域経済の回復に向けた施策をおこないました。更に、年明けから利用いただける一人2万円の地域振興券を、今月中に全世帯に配布いたします。5月に続いての第2次配布事業として実施するものです。引き続き、村民の生活支援と村内の消費喚起をおこないながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいります。

さて、コロナ禍における各種行事やイベントにつきましては、感染拡大防止のため大きく制限を受けることとなりました。そんな中、本村の保育所・小学校・中学校による合同秋季体育大会が、去る9月26日に開催されました。これは、来賓の招待を大幅に削減するとともに、午前中のみで開催とするなど、感染防止に十分配慮されたものでした。子どもたちにとってはかけがえのない、年に1度の行事です。難しい状況での開催ではありましたが、実施できましたことは子どもたちや保護者、また学校関係者にとって、貴重な思い出の1ページになったと思います。現在、小中一貫教育の基盤となる統合校舎の整備に向け、中学校の校舎の改造をおこなっております。この事業は2カ年で約10億円の大事業でございます。来年の秋からはこの統合校舎での9年間の一貫教育が進められます。さらに充実した学校生活になるものと期待しているところでございます。

次に、高齢化が進むに伴って、日常の救急医療と大規模災害における防災救助活動において、その必要性が益々大きくなる常備消防組織についてであります。平成26年に県内37市町村で構成される奈良県広域消防組合が設立され、消防救急業務の広域化が

図られたところですが、数年が経過して、運営上の課題も出てきたところがございます。本年度は、旧組織を基本とする11区分での会議において、課題解決に向けた事前協議がおこなわれ、本村も宇陀区分の1市2村で、協議を重ねてまいりました。今般、県内全区分において事前協議が終わり、規約の改正が必要とされているところです。これを受けまして、本定例会に、広域消防組合の規約改正を提案させていただいております。組織の運営強化に向けた提案でございますので、可決くださいますようお願い申し上げます。

さて、本年は5年に1度の国勢調査の年でございます。去る10月1日を基準に、全国一斉におこなわれた最も重要な統計調査であります。その調査結果は、各種行政施策の基礎資料となり、特に本村収入の半分を占める地方交付税交付金の算定においては、最も影響をおよぼす基礎数値であります。本村も調査を終え、調査結果は国へ報告済みですが、予想されたこととはいえ、国勢調査人口は大きく減少することとなります。現在、国において審査集計中であることから、数値の公表は控えさせていただきますが、人口の減少とともに、次年度からの交付税の減額は避けられないと考えられます。これまで以上に、厳しい財政運営にはなりますが、村民の皆さんの協力を得ながら、必要な投資はおこないつつ、無駄のない健全な行財政運営を進めてまいりたいと思います。

最後に、コロナウイルスとの闘いは、まだ終わりが見えてきません。村民皆さんには、日常生活における基本的な感染防止に努めていただき、この難局を無事乗り越えることができますようお願い申し上げます。開会にあたっての行政報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。一問一答でお願いします。6番木村忠雄君。

○6番（木村忠雄君）：議長。6番木村。

○議長（山岡隆良君）：木村忠雄君。

○6番（木村忠雄君）：議長の許可をいただきましたので、森林経営管理制度について、伊藤村長にお尋ねをします。

近年全国的に手入不足の森林が多く、人工林の8割が手入不足と言われております。森林が適切な除伐・間伐等の管理を行われないと、土砂災害の防止や水源涵養などの森林の持つ多面的機能への影響を及ぼすことが懸念されております。

国は、新たに森林経営管理法を平成31年に施行されました。この法律は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介者となり、森林所有者と意欲的な能力のある林業経営者をつないだり、直接市町村が森林整備をしていける法律であります。なお、この制度にかかる経費は、森林環境税が充てられます。既に、この制度を活用し調査に入っている市町村があります。御杖村では、どのような取り組みを行っているかお聞かせをお願いします。

○議長（山岡隆良君）：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤村長君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：木村議員のご質問にお答えさせていただきます。平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく「森林経営管理制度」は、木村議員のご質問にもありましたように、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷により経営や間伐等の適切な管理が行われていない森林に対して、市町村が仲介役となり森林所有者及び意欲と能力のある林業経営者につなぐシステムを構築することで将来にわたり森林管理を安定かつ、確実に行っていく制度でございます。この制度に基づき、ご質問にもありました他の市町村で実施しております調査でございますが森林所有者に対する意向調査及び、森林境界の明確化に関する調査であると思われま

す。まず、森林所有者に対する意向調査ですが、保有する森林を所有者自らが管理するのか、または、この森林経営管理制度に基づき市町村に経営管理をゆだねるのか森林所有者の意向を確認するものであると思われま

す。森林経営管理制度では、森林所有者が市町村に経営管理を委ねる場合、林業経営に適した森林であれば市町村が仲介役となり意欲と能力のある林業経営体への再委託、そして林業経営に適さない森林は市町村が森林環境譲与税等を活用し、森林吸収源対策はもとより土砂災害の防止や水源涵養などの森林のもつ多面的機能への影響に配慮した間伐等の森林整備を行うこととされています。

しかしながら、本村がこの意向調査を実施した場合、村に経営管理を委ねるといった意向を示す森林所有者が多くなることが予想される一方、本村においてはその受皿となる林業経営体が少なく、また携わる林業従事者も不足しており、森林所有者の意向に対して受皿が追い付いていないのが現状です。このようなことから、まずは受皿の整備、つまりは森林組合を含めた林業経営体との連携体制の構築、そして地域おこし協力隊制度を活用した自伐型林業などの林業従事者の育成に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、森林境界の明確化でございますが、森林施業の前段階として施業放置状態で、かつその境界が不明瞭となっている森林について、隣接所有者の現地立会のもと、簡易的な測量により森林の境界を明確にするものです。但し、この森林境界の明確化については、現在村が進めております地籍調査のように一筆毎の土地の所有者・地番・地目を調査し、その測量成果が法務局に送付され登記簿が改められるわけではありません。

既にご承知のとおり本村では、平成25年度から地籍調査に入り、まずは・田畑・宅地から優先的に調査を進めておりますが、この調査が終了しましたら、調査期間が長期にわたるとは思いますが、山林にも着手したいと考えております。以上で答弁を終わらせていただきます。

○6番（木村忠雄君）：議長。6番木村。

○議長（山岡隆良君）：木村議員。

○6番（木村忠雄君）：再質問を行います。山林の地籍調査についても答弁がありました。地籍調査については、私が平成21年12月の定例議会において、国土調査法に基づいて質問をいたしました。桃俣区・神末区の集落を終えて今年菅野の地籍簿によりまして約5割以上の調査が本年度は見通しされております。今後集落を終えて山林が実施されれば御杖村に取って画期的な行政成果であり、森林整備も大きく進んで行くと考えられ

ます。以上をもちまして再質問と致します。

○議長（山岡隆良君）：木村議員、回答はよろしいですか。

○6番（木村忠雄君）：よろしい。

○議長（山岡隆良君）：それでは、次に木村議員からの2問目の質問に移ります。6番木村忠雄君。

○6番（木村忠雄君）：6番木村。次の質問を行います。森林経営管理制度の答弁の中で、森林環境譲与税について触れられていましたが、その森林環境譲与税の活用について、お伺いします。

戦後の国の政策により、植え付けられた杉・檜の人工林が、五十年六十年経過した今、林業を取り巻く状況が厳しいことから、施業放置され、周囲の農地、道路、住宅に悪影響を与えております。このまま放置されれば、ますます木々が大きくなり、人的な災害につながり、周囲に深刻な問題が発生することが、目に見えています。しかしながらこれらの人工林は、個人の所有物であります。所有者の理解がなければ伐採することが出来ません。木材価格が低迷している状況下でも所有者の方に理解していただき、伐採に協力していただくことが難しいと思われまます。

この問題を解消するため、森林環境譲与税を活用した制度を作り、所有者の協力をいただきながら伐採を行い、村の住環境の改善を図っていかねばならないと思えます。このことについて、伊藤村長はどのように思われるか、考えを聞かせて下さい。以上です。

○議長（山岡隆良君）：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：ただ今のご質問にお答えさせていただきます。施業放置された人工林が周囲の農地・道路・住宅に悪影響を及ぼしていることについては認識しております。特に道路沿いの人工林の中には、大きく張り出した幹や根が側溝等の道路施設を損傷し、また道路の見通しを悪くしている要因の一つとなっている場合があります。

本村ではこれまで県の森林環境税を財源とした獣害に強い里山づくり事業を平成26年度から実施し、住宅や農地周辺の竹林等を中心に間伐を行ってきました。この事業の目的は、あくまで竹林等を伐採することで住宅や農地と山林との間にいわゆる緩衝帯をつくり、野生動物の侵入を防止するものですが、この際に住宅や農地に悪影響を及ぼしている立木も併せて伐採しておりました。しかしながら、県の獣害に強い里山づくり事業が本年度をもって終了となるため、次年度以降は、ご質問にもありました森林環境譲与税を活用し、これまで同様に村民からの要望を受けて竹林等の伐採を行う事業の継続を検討しております。その際には、野生動物の侵入防止という従来の目的に加え、通行時の安全確保や災害時のライフライン確保のための道路沿いの支障木の伐採など、木村議員ご指摘の住環境改善対策を盛り込み、また山林所有者からの理解を得やすい制度となるよう来年度予算編成に向けて検討を進めていきたいと考えております。

尚、補足となりますが、同じく県の森林環境税を財源とした施業放置林整備事業についても、本年度をもって一旦終了となりますが、村内には施業放置林が未だ相当面積約2,000 ha存在すること、更には昨今の集中豪雨による土砂災害の危険性が増大していることに鑑み、次年度以降においても森林環境譲与税及び森林環境整備基金を活用した事

業継続を検討しております。以上で答弁を終わらせていただきます。

○6番（木村忠雄君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：6番木村議員。

○6番（木村忠雄君）：再質問を行います。この事業は、非常に長期に渡る政策であると考えられます。一部来年度予算に盛り込んで進んで行くとの答弁であります。道路関係に関しては行政実例に基づいてやればやれますが、田・畑・宅地については、個人の所有物件でございますので、やはり実施要件を作っていく必要があると考えられます。それについては、検討委員会を立ち上げ協議していくことも考えなければならないと思いますので、村側といたしましては、そのことを十分考えて村民が理解出来る政策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長からの答弁はよろしいですね。

○6番（木村忠雄君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：答弁はないということですので、これで一般質問を終わります。

◎議案第34号・御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における 選挙運動の公営に関する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第6議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月12日に改正され12月12日に施行となります。今回の改正は、町村選挙の立候補にかかる環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的としています。

法改正の主旨にのっとり、本村の選挙においても選挙公営の対象を拡大するため本条例の制定を行うものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第6議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 3 5 号・御杖村の公の施設の指定管理者の指定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕

- 議長（山岡隆良君）：次に、日程第 7 議案第 3 5 号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：議長。
- 議長（山岡隆良君）：伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：本案ですが、御杖村ケアハウス及び御杖村デイサービスセンターにつきまして、指定管理制度により管理運営を行っているところですが、来年 3 月末で指定管理期間が終了することに伴い、指定管理についてお諮りするものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第 7 議案第 3 5 号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 3 6 号奈良県広域消防組合規約の改正について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕

- 議長（山岡隆良君）：次に、日程第 8 議案第 3 6 号奈良県広域消防組合規約の改正についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：議長。
- 議長（山岡隆良君）：伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：本案についてですが、平成 2 6 年に県内 3 7 市町村で構成される広域消防組合が設立され、消防・救急業務が運営されているところです。しかし、設立後数年が経過し、運営に於いての課題も出てきたことから、今般組合規約の改正をお願いするものです。改正の内容は、組合の管理者、副管理者等の執行機関の整理と充実、また経費負担方法の刷新を行うものとなっています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)：異議なしと認めます。したがって日程第8議案第36号奈良県広域消防組合規約の改正についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算 (第8号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君)：それでは、次に日程第9議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定についてを議題と致します。本案につきまして、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(山岡隆良君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,135万6千円を追加し、補正後の総額を29億1,951万円とするものです。主な内容は、職員等の人件費の減額、増額については介護保険特会への繰出金や、障害者福祉関係予算等が主なものとなっています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君)：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)：異議なしと認めます。したがって日程第9議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別 会計補正予算(第4号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(山岡隆良君)：それでは、次に日程第10議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：議長。

○議長(山岡隆良君)：はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君)：本案につきましては、診療施設勘定予算の歳入歳出それぞれに139万6千円を追加し、補正後の総額を1億2,259万5千円とするものです。内容は、代替医師にかかる報酬の増額をしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第10議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計 補正予算（第3号）の議定について

[上程、説明、質疑、付託]

○議長（山岡隆良君）：次に日程第11議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：歳入歳出それぞれに5,322万円を追加し、補正後の総額を4億2,603万7千円とするものです。主な内容は介護サービス給付費の増額となっています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第11議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長（山岡隆良君）：次に日程第12議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君）：議長。
- 議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに95万1千円を追加し、補正後の総額を3,850万5千円とするものです。主な内容は、広域連合への納付金及びシステム改修費用となっています。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。
- （「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第12議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第13号御杖村教育委員会の委員任命につき 同意を求めることについて

〔上程、説明、採択〕

- 議長（山岡隆良君）：次に、日程第13同意第13号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきまして、議会運営委員長の報告のとおり即決案件といたします。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：議長。
- 議長（山岡隆良君）：伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君）：本村教育委員の菊山恵子さんが、令和3年1月21日に任期満了となります。菊山さんは平成13年12月12日から長年にわたって本村の教育委員を務められており、教育に精通し人柄また識見ともに教育委員にふさわしい方であります。小中一貫教育の推進をはじめ、多岐にわたる教育課題を抱えるなかで、引き続き教育委員をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和3年1月22日から4年間です。ご審議の上ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって日程第13同意第13号について、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第13同意第13号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長（山岡隆良君）：以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は、12月18日金曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午前11時06分 散会）

(令和2年12月18日)

令和2年9月御杖村議会定例会(第2号)

令和2年12月18日(金)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 議案第34号〔原案可決〕

御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

第2 議案第35号〔原案可決〕

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

第3 議案第36号〔原案可決〕

奈良県広域消防組合理約の改正について

第4 議案第37号〔原案可決〕

令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

第5 議案第38号〔原案可決〕

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について

第6 議案第39号〔原案可決〕

令和2年度御杖村介護特別会計補正予算(第3号)の議定について

第7 議案第40号〔原案可決〕

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

第13 発委第7号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第14 発委第8号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君

教育委員会次長 中村 康幸君
むらづくり振興課長 仲子 雄史君
産業建設課長 古谷 匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長（山岡隆良君）：皆さんおはようございます。本日の12月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号とおりとします。

◎一括議題 [委員長報告・質疑]

- ・議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- ・議案第35号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について（御杖村ケアハウス・御杖村ダイサービスセンター）
- ・議案第36号奈良県広域消防組合格約の改正について

○議長（山岡隆良君）：ただちに議題に入ります。日程第1議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、日程第2議案第35号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、日程第3議案第36号奈良県広域消防組合格約の改正についての3案件につきましては、むらづくり委員会に付託した案件でございます。これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山崎委員長。

○むらづくり委員会委員長（山崎往男君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：山崎委員長。

○むらづくり委員会委員長（山崎往男君）：むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました3案件につきまして、その審査の経緯と結果について一括してご報告させていただきます。

まず、審査の経緯でございますが去る12月10日の本会議におきまして、議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定、議案第35号御杖村公の施設の指定管理者の指定について、議案第36号奈良県広域消防組合格約の改正についての3案件が付託されたことにより、12月15日に委員会を開催いたしました。

当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、案件ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、3案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第34号から議案第36号についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：山崎委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における 選挙運動の公営に関する条例の制定について

[討論、採決]

○議長（山岡隆良君）：先ず、日程第1議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第1議案第34号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第1議案第34号御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について （御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）

[討論、採決]

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第2議案第35号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2議案第35号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第35号御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号奈良県広域消防組合理約の改正について [討論、採決]

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第3議案第36号奈良県広域消防組合理約の改正についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第36号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第36号奈良県広域消防組合理約の改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議題 [委員長報告・質疑]

- ・議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について
- ・議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の議定について
- ・議案第39号令和2年度御杖村介護保健特別会計補正予算(第3号)の議定について
- ・議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第4議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定について、日程第5議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定について、日程第6議案第39号令和2年度御杖村介護保健特別会計補正予算第3号の議定について、日程第7議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についての4案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました4案件につきまして、その審査の経緯と結果について一括してご報告させていただきます。

まず、審査の経緯でございますが去る12月10日の本会議におきまして、議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定について、議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定について、議案第39号令

和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定について、議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についての補正予算4案件が付託されたことにより、12月16日に委員会を開催いたしました。

当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、補正予算4件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第37号から議案第40号についての予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案37号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第8号) の議定について

[討論、採決]

○議長（山岡隆良君）：先ず、日程第4議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第37号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第37号令和2年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第4号)の議定について

[討論、採決]

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第5議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第38号

について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第5議案第38号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第4号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

- 議長(山岡隆良君)：次に、日程第6議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6議案第39号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第39号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

- 議長(山岡隆良君)：次に、日程7議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君)：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第7議案第40号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君)：ありがとうございます。全員の起立により、日程7議案第40号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第7号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

- 議長(山岡隆良君)：次に、日程第8発委第7号閉会中の継続調査申出についてを議題とし

ます。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)：異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第8号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) [上程、採決]

○議長(山岡隆良君)：次に、日程第9発委第8号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君)：異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君)：以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和2年12月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時18分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

山岡隆良

御杖村議会議員

葛城昌俊

御杖村議会議員

古川芳明